

2014年7月9日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
公明党代表 山口那津男 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14

日本同盟基督教団

理事長 中谷美津雄

社会局長 水草修治

「教会と国家」委員長 柴田智悦

集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し撤回を求める声明

私ども日本同盟基督教団は、先に「教会と国家」委員会を通して、閣議決定による解釈改憲によって集団的自衛権行使を容認されないよう求めて来ましたが、このたびの臨時閣議において、歴代政権が禁じて来た集団的自衛権行使容認が決定されたことに対して以下の理由で強く抗議し、今閣議決定の撤回を強く求めます。

まず、「憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」（憲法第九八条）のであり、日本国憲法は、基本的人権の尊重とともに、戦争放棄のみならず、戦力不保持および交戦権否認という徹底した恒久平和主義を基本原理として、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」（憲法前文）と宣言し、戦後69年間にわたって平和国家としての揺るぎない地位を、国際社会において築いて来ました。これまでの政府解釈でも、集団的自衛権の行使は、憲法第9条の下において許容されている我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるものであつて、「憲法上許されない」としてきました。そして、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」（憲法前文）と決めたのです。従つて、これまで確立されて来た憲法解釈を、「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」（憲法第九九条）べき首相と閣僚による閣議決定によって変更することは、近代立憲主義に反することであつて、到底許されることではありません。

しかも、戦争放棄に基づく現行憲法は、戦争そのものを想定していませんから、戦争や軍隊に関する規定がありません。憲法という国の基本的な形を変えるためには国民的議論が必要ですが、閣議決定による解釈改憲によって具体的な運用面を先に変えてしまうことは、ナチス・ドイツが用いた全権委任法と同じです。主権者である私たちは、そのような権威を現政府に与えてはいけません。主権者である国民はかえつて、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」（憲法前文）したのです。政府はその国民の声を謙遜に聞くべきです。

次に、集団的自衛権の行使は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある場合」に、「国民の権利を守るために他に適当な手段がなく、我が国が『自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置』として武力を行使すること」であると説明されています。しかし、「自国と密接な関係にある外国に対する

武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である集団的自衛権は、攻撃された国だけで自衛が十分に果たせないときに、第三国による支援を要請されて初めて発動されるものであり、あくまでその攻撃された国を支援するためのものです。従って「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」とは、個別的自衛権にほかならず、集団的自衛権を正当化するための理由にはなり得ません。しかも、憲法第九条の下で許容される個別的自衛権は、軍事力の行使以外の方法による自衛であって、警察力による行使は認められても、軍事力は行使できません。

また、国連憲章に於ける集団安全保障は、一切の戦争を違法とした原則の上で定められたものであり、その集団安全保障体制が機能するまでの暫定措置として、集団的自衛権が認められているに過ぎません。しかも、現在まで、集団安全保障のための国連軍が組織されたことは無いのです。かえって、集団安全保障のためにお互いの国家主権を制限するという考えこそ、日本国憲法の基本原理に則していますから、憲法前文と第九条を誠実に守り、国家主権としての戦争も、自国の安全を維持するための戦争も放棄し続けることによって、集団安全保障が成り立ち、それを多くの国が共有することで恒久平和が実現できるのです。

さらに、集団的自衛権を行使したとしますと、その時点で武力行使が終了するわけではなく、相手からの反撃を招き戦争へと突入することが明白です。そして、このような戦争によって命を落とすのは主に若者たちです。この国の将来を担う彼らを、時の政府の解釈によって戦争に駆り出し、命を落とさせてしまうことは、最大に尊重されるべき「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を侵害することになります。さらに、そのような戦死者を国として合祀し顕彰する施設として、再び戦時中のように靖国神社が利用され、首相、閣僚、ひいては天皇による参拝が行われるならば、政教分離原則が崩され、信教の自由、思想・信条の自由という基本的人権が犯されることになるのです。

主イエス・キリストは「剣をもとに納めなさい。剣を取る者はみな剣で滅びます」（マタイの福音書 26:52）と言われました。また、神である主は「殺してはならない」（出エジプト記 20:13）と明言されています。私ども日本同盟基督教団は、日本とアジアと世界に仕える教団を目指し、アジア諸国に対する侵略戦争加担への悔い改めに立ち、神のことばに従って、この世界に平和を作り出す使命を果たすべく日々励んでおりますが、集団的自衛権行使容認は、このような世界の平和を願う者たちの声をも踏みにじることになるのです。

以上の理由から、今回の集団的自衛権行使容認の閣議決定に強く抗議し、撤回を強く求めます。